

平成 29 年 6 月 12 日

公立大学法人高崎経済大学  
理事長 高木 賢 様

監事 白田 新吉 

監事 井上 雅行 

### 監査報告書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び公立大学法人高崎経済大学定款第 9 条第 6 項の規定により平成 28 年度における業務の執行について監査を実施したので、公立大学法人高崎経済大学監事監査規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査方法の概要

平成 28 年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面・証拠書類を査閲した。さらに関係部署の職員から業務の状況聴取を実施した。

また公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書を確認した。

#### 2 監査結果の概要

- ① 業務の執行については、おおむね適切に行われていると認める。
- ② 財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

- ③ 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ⑤ 理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3 是正又は改善を要する事項

特になし

4 その他監事が必要と認める事項

平成29年4月から経済学部国際学科が新設されたことから、同学科の設置に伴う教育効果が全体に及ぶよう創意工夫した施策を実施し、学生の外国語運用能力の向上を図ることが望まれる。